

かずさ水道広域連合企業団公募型プロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）が発注する建設工事又は製造の請負、物件の購入及び業務委託等の業務（以下「業務」という。）のうち、高度な知識、構想力及び技術力並びに応用力が要求される業務等の契約にあたり、意欲及び技術的な能力等を総合的に評価し、最適な受注者を選定するための公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において公募型とは、広域連合企業団が発注する業務を請負う者として提案者を公募により募集し、企画等提案資格があると認めた者からの提案内容を審査し、業務の内容に最も適したものを特定する方法とする。

(対象業務)

第3条 公募型の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は次のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 標準的な積算基準を有しない業務
- (2) 広範囲かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 新たな技術や解析などを採用する先例の少ない業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) プログラム開発のうち、コンサルタント業務となるもの
- (6) その他、本方式で執行することが適当であると認められる業務

(参加資格要件等)

第4条 公募型を実施するにあたり、企画等提案書の提出者となる参加資格については、次の各号に掲げる要件等を満たす者とする。

- (1) コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）その他の登録規程に基づく登録状況がある者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること
- (3) 参加表明書受付を開始する日以降にかずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと
- (4) 同種または類似の業務の実績を有すること
- (5) 原則として、かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿に登録のある者

(実施要領の作成)

第5条 公募型を実施するにあたり、対象業務を所管する課は、より具体的な実施方法をまとめた実施要領を作成するものとする。

(業者選定委員会の設置)

第6条 公募型を実施するにあたり、業者の選定を厳正かつ公正に行うために、別に定めるところにより、業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設けるものとする。

(参加要件の内容)

第7条 対象業務に参加しようとする者を募集するため、選定委員会で決定した次の条件等を公表するものとする。

- (1) 業務の概要
- (2) 企画等提案書の提出者に必要とされる要件
- (3) 企画等提案書を特定するための評価基準
- (4) 参加表明書の作成・提出に係る事項
- (5) 企画等提案書の作成・提出に係る事項
- (6) その他必要な事項

(企画等提案書の提出者の選定)

第8条 参加表明者から提出される参加要件資料により、参加要件基準に基づき企画等提案書の提案者に適する参加表明者を選定する。

2 前項により選定された参加表明者に対して、企画等提案書の提出要請を行うものとする。

(企画等提案書の提出要請の内容)

第9条 発注者は、企画等提案書を提出要請するにあたっては、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 企画等提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (2) 企画等提案書の質問・提出に係る事項
- (3) 企画等提案書のヒヤリングに係る事項
- (4) 企画等提案書を特定するための評価基準
- (5) 特定者への通知・非特定理由に係る事項
- (6) その他必要な事項

(企画等提案書の特定者の選定)

第10条 選定委員会は、提出された企画等提案書について評価基準に基づき対象業務において総合的に最適な提案者を特定する。

2 発注者は、特定した企画等提案書の提出者に対して、特定した旨を書面により通知する。

(非選定の通知)

第11条 発注者は、参加表明書を提出した者のうち、企画等提案書の提出者として選定されなかった者に対して、選定されなかった旨を書面により通知する。

(非特定の通知)

第12条 発注者は、企画等提案書を提出した者のうち、企画等提案書の特定をしなかった者に対して、特定されなかった旨を書面により通知する。

(業務の契約及び特記仕様書等)

第13条 選定委員会で特定された企画等提案書の提出者と、随意契約により契約を締結するものとする。

2 特記仕様書の作成にあたっては、特定された企画等提案書の内容を反映する。
また、特定者と業務内容についての意見交換ができるものとする。

(実施上の留意事項)

第14条 企画等提案書の作成及び提出に要する費用は、原則として提出者の負担とする。

2 提出された企画等提案書のうち、非選定者の企画等提案書は、提出者に返却するものとする。

3 提出された企画等提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

4 企画等提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画等提案書を無効とする場合がある。また、当該業者に対して、かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく、指名停止を行うことがある。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。